



## 「新型コロナウイルス感染症」の拡大に伴う各種お取り扱いについて

### ○ 入院給付金請求に関する追加のご案内

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまが、臨時施設（ホテル等の滞在型施設）あるいは自宅等にて療養される場合も、その期間に関する保健所または医療機関の証明書等をご提出いただくことで、入院給付金等のお支払いの対象としてお取り扱いします。

### ○ 保険金・給付金のお取り扱いについて

- 「新型コロナウイルス感染症」の治療を目的として入院した場合  
⇒ 「疾病入院給付金」のお支払対象です。

※検査により陽性と判定されたか否かにかかわらず、ご加入契約に規定された所定日数を満たした入院の場合、お支払対象となります。

- 「新型コロナウイルス感染症」によりお亡くなりになった場合  
⇒ 「死亡保険金」のお支払対象です。

※感染症による所定の「災害死亡保険金」はお支払対象外です。

### ○ 保険金・給付金のご請求方法

- オンライン・電話によるご請求（給付金らくらく請求）  
⇒ オンラインによるご請求

<https://e-seikyu.manulife.co.jp/>

⇒電話によるご請求

マニユライフ生命コールセンター： 0120-063-730（通話料無料）

新宿支社 担当 文田真理子 03-6896-1731

受付時間：月～金曜日 9時～17時（祝日・12月31日～1月3日を除く）

※オンライン・電話によるご請求には所定の条件があります。

### ○ 付帯サービス「メディカルほっとコール24」（電話健康相談サービス）

ご契約の保険商品に「メディカルリリーフ（プラス）」の「メディカルほっとコール24」が付帯されている場合、新型コロナウイルス感染症に関するご相談

も承っています。この付帯サービスは、ティーペック株式会社が提供しています。医師・看護師などの相談スタッフが、年中無休・24時間常勤体制で被保険者さまご本人とご家族に関するご相談に対応いたします。